

高等教育の修学支援新制度について（2020年度から開始）

令和2年度から、大学等における修学の支援に関する法律の施行により、修学支援として日本学生支援機構の給付奨学金の給付、大学等における授業料・入学金（以下「授業料等」という。）の減免制度が実施されます。この制度は意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念しないことを目的としています。

本学は、文部科学省からこの制度の対象機関に認定されており、支援対象の学生に対して、以下の通り、授業料等の減免を実施します。

本制度による授業料等の減免を受けるためには、日本学生支援機構の給付奨学金への申込み及び授業料等減免の申請をする必要があります。

1. 支援対象学生について

学生及びその生計維持者の減免額算定基準額によって支援区分第Ⅰ～第Ⅲに分類されこの区分に基づいて支援額が決定されます。

支援対象学生に認定されるには、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込み、奨学金の採用決定を受ける必要があります。給付奨学金として採用されなかった場合は、授業料等の減免の対象とはなりません。

（支援区分別の減免額）

支援区分	入学金免除額	授業料免除額（前期）	授業料免除額（後期）
第Ⅰ区分	260,000円	350,000円	350,000円
第Ⅱ区分	173,400円	233,400円	233,300円
第Ⅲ区分	86,700円	116,700円	116,700円

2. 支援対象学生の認定基準

① 収入に関する基準 減免額算定基準額による。日本学生支援機構ホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」を参照してください。

② 資産に関する基準 学生及びその生計維持者の保有する資産（不動産を除く）の合計額が以下に該当すること。

- ・生計維持者が2人の場合：2,000万円未満
- ・生計維持者が1人の場合：1,250万円未満

③ 学業成績・学修意欲に関する基準

ア) 入学後1年を経過していない者

次のいずれかに該当すること

- ・高校等の評定平均値が3.5以上であること
- ・入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・学修計画書を提出し、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

イ) 上記ア) 以外の在學生

学業成績（GPA等）が上位1/2以上であること

または次のすべてに該当すること。

- ・修得単位数が標準単位数以上であること
- ・学修計画書を提出し、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

3. 申請書類（本ファイルに申請書式がございます。クリックすると該当するページに移動します。）

- ①「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」
- ②「授業料徴収猶予願」（新入生用）
- ③「授業料徴収猶予願」（在校生用）

関連リンク

○文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度の対象機関」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

○文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度 特設ページ（大学生・高校生・保護者向け）」

<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

○独立行政法人日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

<参考>

日本学生支援機構の給付奨学金（返還義務のない奨学金）

世帯の所得金額に基づく区分ごとの給付額

要件	区分	私立	
		自宅通学	自宅外通学
1. 学業等に係る基準 2. 家計に係る基準（収入基準・資産基準） 「収入基準」については、JASSO ホームページに掲載している「進学資 金趣味レーター」（下のQR）で、あな たの世帯構成で収入基準に該当するか、 より具体的に確認できます。	第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円



※自宅通学とは、学生等が生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます。

「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類（アパート賃貸借契約書のコピー等）の提出が毎年度必要です。

なお、自宅外通学の区分で支給を受けるためには、次のいずれかに該当している必要があります。

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上あって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

※生活保護世帯（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

令和 年 月 日

東京医療学院大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、貴学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が貴学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			
	氏名		入学年月	年 月 日 入学
	生年月日	(西暦)	年 月 日生	(歳)
	現住所	〒	都道府県	市区町村
	所属学部・学科等	保健医療学部	学籍番号	
	学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学料等減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

授業料徴収猶予願（新入生）

令和 年 月 日

東京医療学院大学長 殿

私は、東京医療学院大学の「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出しております。つきましては、認定結果がでるまで、授業料の徴収猶予をお願いいたします。

なお、入学後、速やかに「大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」（進学届）を提出するとともに、認定の結果、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等認定結果通知」に記載されている、納付期日までに減免後の授業料を納付します。

受験番号.....

(フリガナ)

氏 名 ㊞

保証人

(フリガナ)

氏 名 ㊞

学生との関係 ()

現住所 〒 -

.....

.....

連絡先（電話番号）

授業料徴収猶予願（在学生）

令和 年 月 日

東京医療学院大学長 殿

私は「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出しています。つきましては、認定結果がでるまで、授業料の徴収猶予をお願いいたします。

なお、認定結果の「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知」に記載されている納付期日までに減免後の授業料を納付します。

学籍番号 -----

(フリガナ) -----

氏 名 ----- ㊞

保証人

(フリガナ) -----

氏 名 ----- ㊞

学生との関係 ()

現住所 〒 ー

連絡先（電話番号） -----